

玉川大学特別学期に関する規程

(目的)

第1条 玉川大学学則第6条第3項に基づき、特別学期に関して本規定を定める。

(名称)

第2条 夏季休業期間および春季休業期間中の特別学期の名称は、それぞれサマーセッション、ワインターセッションとする。

(期間)

第3条 各セッションの期間は別に定める。

(開講科目)

第4条 原則として、春学期・秋学期において不合格になった必修科目のうち当該セッションでの履修が必要な科目および各セッションに集中で行う必要がある科目を開講する。

(受講科目・単位数)

第5条 各セッションの受講可能科目数・単位数は、2科目、4単位とする。

2 卒業年次の最終セメスター後のセッションの受講はできない。

(単位の認定)

第6条 受講した科目の単位認定の時期は、各セッションの次学期とする。

2 セッションで修得した単位は、単位認定する学期の履修上限には含めない。

(受講料)

第7条 各セッションで開講する科目的受講料は、1単位につき4,000円とする。

2 既に納入した受講料は、原則としてこれを返還しない。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学部長会の議を経て学長が行う。

(事務主管)

第9条 この規程に関する事務主管は教務部とする。

附 則

この規程は平成25年7月1日から施行し、平成25年度の入学生（編入学生を除く）から適用する。